

交付申請にあたっての留意事項

1 補助対象の事業期間 令和3(2021)年4月1日～令和4(2022)年3月31日

2 提出書類

提出書類	作成単位
第2号様式 交付申請書	事業毎に作成
第2号様式別紙1 所要額調書	事業毎に作成
第2号様式別紙2 事業計画書	事業毎に作成
第2号様式別紙3 事業計画書	事業毎に作成(対象事業のみ)
第1号様式 補助金調書	事業毎に作成(申請者が地方公共団体の場合に提出)
歳入歳出予算(見込)書抄本	申請毎に作成
添付書類(その他参考となる資料)	事業毎に作成

※事業毎 ⇒ 実施要綱別記1～7に定める事業毎

※提出様式揭示先

【島根県HP】

トップ > 医療・福祉 > 健康・医療 > 医療 > 島根の医療 > 新型コロナウイルス感染症に関する情報 > 令和3年度島根県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryoo/shimaneno_iryoo/coronataisakuhojyo.html

3 提出方法等

(1) 募集期間

- ・実施要綱別記6の事業については令和3年8月31日(火)まで、その他の事業については随時受け付けます。なお、いずれもあらかじめ下記事業担当へご連絡ください。
 (予算の執行状況によっては調整させていただく場合があります。)
 (事業によっては県の事前調整が必要となります。)

(2) その他

- ・メールによる提出の場合は次のアドレスへ送信してください。
iryoo-shinsei@pref.shimane.lg.jp
 (メール送信後3日以内に県からの返信が無い場合はご連絡ください。)
- ・事業担当者一覧

補助対象事業	連絡先 Ⅱ	担当者
新型コロナウイルス感染症患者対応に伴う医療従事者の宿泊施設確保事業【実施要綱 別記1】	0852-22-6548	中田
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者の派遣体制確保事業【実施要綱 別記2】	0852-22-5076	原田
新型コロナウイルスに感染した医師に代わり診療を行う医師の派遣体制確保事業【実施要綱 別記3】	0852-22-5076	原田
新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業【実施要綱 別記4】	0852-22-5076	原田
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関に対する継続・再開支援事業【実施要綱 別記5】	0852-22-5076	原田
医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業【実施要綱 別記6】	0852-22-5796	佐々木
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における外国人患者の受入体制確保事業【実施要綱 別記7】	0852-22-5796	佐々木